

愛知県青少年保護育成条例運用状況

運 用 種 別	年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度 上半期(4月～9 月末)
	指 定	送 致			
有害図書類の指定 (第6条第1項)	指 定		48冊	48冊	22冊
図書類取扱業者で構成する団体の指定 (第6条第3項第3号)	指 定		0	0	0
有害図書類の販売等禁止違反 (第6条第3項)	送 致		0	0	0
自動販売機の届出等違反 (第8条第1項)	送 致		0	0	0
有害がん具類の指定 (第10条第1項)	指 定		0	0	0
有害がん具類の販売等禁止違反 (第10条第3項)	送 致		0	1人	0
自動販売機収納の禁止違反 (第11条第1項)	送 致		4人	0	0
自動販売機撤去義務違反 (第11条第2項)	送 致		0	0	0
いん行・わいせつ行為の禁止違反 (第14条第1項)	送 致		67人	66人	39人
入れ墨の禁止違反 (第14条の2)	送 致		4人	3人	2人
いん行、わいせつ行為場所の提供及び周旋の禁止違反 (第15条第1号)	送 致		0	1人	0
喫煙又は飲酒場所の提供及び周旋の禁止違反 (第15条第3号)	送 致		0	3人	0
深夜における青少年の連れ出し等禁止違反 (第17条第2項)	送 致		3人	3人	32人
深夜営業施設への入場の禁止違反 (第17条の2第1項)	送 致		0	0	5人
勧誘行為の禁止違反 (第17条の3)	送 致		0	0	0
使用済み下着の買受け等の禁止違反 (第17条の4)	送 致		1人	0	0
有害広告文書等の頒布 (第12条第3項)	中 止 命 令		0	0	0
利用カード販売の届出義務 (第19条第1項)	送 致		0	0	0
テレホンクラブ等営業に係る広告の規制 警察官による中止命令 (第22条第2項)	中 止 命 令		0	0	0
テレホンクラブ等営業に係る広告の規制 公安委員会による広告物の撤去内容変更命令 (第22条第3項)	内容変更命令		0	0	0

※ 指定団体

団 体 名	取 扱 区 分	告 示	施 行
日本ビデオ倫理協会	ビデオ、DVD	H17.3.29	H17.7.1
コンピュータソフトウェア倫理機構	パソコン用ゲームソフト	H17.3.29	H17.7.1
コンピュータエンターテインメントレーティング機構	家庭用ゲームソフト	H18.4.25	H18.5.31